

## パブリックコメントで寄せられたご意見と議会の考え方

案件名	上越市自治基本条例(改正案)	担当課	議会事務局
-----	----------------	-----	-------

No.1	ご意見の該当箇所: 第27条
ご意見	<p>・第27条について現状において改定する条項として見当たらない。 通常の法人であれば事業報告並びに計算書類の提出が毎年同月に報告されるのが通常である。その過程で経営状況についてチェックできる仕組みになっている。今でも多くの三セクは市の統制がキビシク自由な営業活動も出来ないという所もあるなかでこれ以上キビシクすれば自由度が奪われるのではないかと思われる。</p>
対応状況	反映しなかった意見
議会の考え方	<p>・議会は、市長からの依頼を受けて、限られた時間の中で慎重に、かつ集中的・精力的に一つ一つの段階を踏んで自治基本条例の見直しの検証を行いました。自治基本条例は、多くの実行項目を網羅的・体系的に規定していますが、検証の結果、行政運営に重要な出資法人に関しての規定がなく、不十分であるとの判断のもとで今回の改正案を提案したものです。</p> <p>ご指摘の出資法人に対する現状の対応も改正規定も、地方自治法などの法律が求める以上の権限を市長に与えるものではありませんし、出資法人の自由な営業活動を阻害するものでもありません。</p> <p>市長が行ってきた出資法人への対応を自治運営の骨格である自治基本条例に規定することは、市長に対して普遍的に実行項目を実践させる責務を課すとともに、規定に追加することにより出資法人の健全経営や透明性の確保が図られ、市民にとってよりよいものになるという意義があるものです。</p> <p>議会としても、経営状況報告の審査や関係機関との意見交換などを通じて、これまで以上に課題に対しきちんと関わっていきます。</p>

## パブリックコメントで寄せられたご意見と議会の考え方

No.2	ご意見の該当箇所: 第27条
ご意見	<p>・第27条(出資法人)を追加するという提案ですが、追加の条文は必要ないものと考えます。</p> <p>理由:</p> <p>・議会の考え方の記述の中で「市は、地方自治法の規定に基づき、市が資本金等の2分の1以上を出資している法人の経営状況を議会に報告する義務があり、また、当市では議会の要請に基づき、市が資本金等の4分の1以上2分の1未満を出資している法人も含め、現在23法人の経営状況等を議会に報告し、市民に公表しています。」としています。</p> <p>これは追加の27条の条文で求めていることそのものであり改めて条文を追加しなければならないという理由が見当たりません。改めて条文化する必要性は薄いと考えます。</p> <p>・議会の考え方の記述の中で「しかし、自治基本条例の制定以降に経営破たんした株式会社あさひ荘をはじめ、出資法人の中には、経営状況の悪化に対する経営の安定化や財務構造の健全化など、課題や問題があることを議会や監査委員から、たびたび指摘されているところです。議会としても、市民の税金による出資ということを踏まえ、きちんと関わっていかねばなりません。」としています。</p> <p>理事者側から、市が資本金等の4分の1以上2分の1未満を出資している法人に関しても議会に報告し、市民に公表し、課題や問題があることを議会や監査委員から指摘されている現状からすればチェックや監査の仕組みは機能していることとなります。問題は仕組みの条文がないから起きているのではなく、チェックや監査の仕組みができていながらもかかわらず経営改善ができていないところにあります。問題はチェックや監査の仕組みが機能していないところにあると思います。機能していない原因は何かを探索してきちんと機能するようにすることが求められていると思います。</p> <p>「議会としても、市民の税金による出資ということを踏まえ、きちんと関わっていかねばなりません。」としています。条文がないからきちんと関われないということにはならないのではないのでしょうか。私たち市民からすれば本当に議会がきちんと関わってきたのだろうかという疑問を持たざるを得ません。</p> <p>・議会の考え方の記述の中で「このたびの自治基本条例の見直しに当たり、これまで市長が行ってきた出資法人への対応方法については、今後も継続するとともに、市長に対して普遍的に実行項目を実践させるよう責務を課すという意義があるため、出資法人に関する規定を自治基本条例に追加するものです。」としています。</p> <p>議会として、条文がないと市長に対抗できないというものではありません。そのような弱腰の議会ではないはずで、すべての行動を条文化することは不可能です。自治基本条例では基本概念を規定することで良いと思います。この意味から条文全体との調和も考える必要があります。追加の27条は条例の全体像からはやはずれるところがあるとともに、現在の条文で十分仕組み的に機能していますので追加は必要ないものと考えます。</p> <p>・経営悪化や経営破たんに関しては、理事者側の認識不足や理解不足があること、経営の専門家がないことにも原因があります。事業者の役員の経営感覚が乏しいこと、事業会社の現場に働く人の意見が事業運営に反映されていないという実態もあります。また、市の条例等により必要以上に経営に条件が付けられていて経営裁量が制限されているという現状にも原因があります。</p> <p>経営悪化や経営破たんに関してはこれらに関する原因、要素が大きくなっていますので、注意を持って目を向けて改善していく必要があります。</p> <p>必要以上に当事者以外のものが口を出すという仕組みは避けなければなりません。議会の皆さんにはこれらのことをご理解いただき、より一層のかかわりを願うところです。</p>
対応状況	反映しなかった意見
議会の考え方	<p>・議会は、市長からの依頼を受けて、限られた時間の中で慎重に、かつ集中的・精力的に一つ一つの段階を踏んで自治基本条例の見直しの検証を行いました。自治基本条例は、多くの実行項目を網羅的・体系的に規定していますが、検証の結果、行政運営に重要な出資法人に関しての規定がなく、不十分であるとの判断のもとで今回の改正案を提案したものです。</p> <p>出資法人に対する現状の対応も改正規定も、地方自治法などの法律が求める以上の権限を市長に与えるものではありませんし、出資法人の経営裁量を制限するものでもありません。</p> <p>市長が行ってきた出資法人への対応を自治運営の骨格である自治基本条例に規定することは、市長に対して普遍的に実行項目を実践させる責務を課すとともに、規定に追加することにより出資法人の健全経営や透明性の確保が図られ、市民にとってよりよいものになるという意義があるものです。</p> <p>議会としても、経営状況報告の審査や関係機関との意見交換などを通じて、これまで以上に課題に対しきちんと関わっていきます。</p>

## パブリックコメントで寄せられたご意見と議会の考え方

No.3	ご意見の該当箇所： 第27条
ご意見	<p>・私は、追加条文は必要ないと考えます。</p> <p>その理由としましては、議会の考え方の記述の中にあるように「市は地方自治法の規定に基づき市が資本金等2分の1以上を出資している法人の経営状況を議会に報告する義務があり、また、当市では議会の要請に基づき市が資本金等の4分の1以上2分の1未満を出資している法人も含め現在23法人の経営状況などを議会に報告し市民に公表しています。」としています。</p> <p>出資法人の経営状況の悪化に対する安定化や財務状況の健全化など、課題・問題があることを議会や監査員から指摘されている、市民の税金による出資ということを踏まえ、きちんと関わっていかねばならないと、27条の必要性を示されていますが条文を追加して問題・課題が解消されるでしょうか、また経営悪化が防げるか？疑問です。それよりも、市議会と監査員に市民が望むことはチェック機能が充実していることだと思います。書類の上でなく、足を使って現地におもむき実態を十分把握して厳しい&lt;目&gt;を持ってしっかりチェックをして、その裏付けをもって市に提言をしていただきたと思います。それこそが、市議会がもつ権限及び責務ではないでしょうか。</p>
対応状況	反映しなかった意見
議会の考え方	<p>・議会は、市長からの依頼を受けて、限られた時間の中で慎重に、かつ集中的・精力的に一つ一つの段階を踏んで自治基本条例の見直しの検証を行いました。自治基本条例は、多くの実行項目を網羅的・体系的に規定していますが、検証の結果、行政運営に重要な出資法人に関しての規定がなく、不十分であるとの判断のもとで今回の改正案を提案したものです。</p> <p>改正後の規定に関しては、地方自治法などの法律が求める以上の権限を市長に与えるものではありません。</p> <p>市長が行ってきた出資法人への対応を自治運営の骨格である自治基本条例に規定することは、市長に対して普遍的に実行項目を実践させる責務を課すとともに、規定に追加することにより出資法人の健全経営や透明性の確保が図られ、市民にとってよりよいものになるという意義があるものです。</p> <p>議会としても、経営状況報告の審査や関係機関との意見交換などを通じて、これまで以上に課題に対しきちんと関わっていきます。</p>